

令和元年度 第 2 回 帯広市健康生活支援審議会 議事録

日 時：令和元年 10 月 25 日（金）

19：00～20：00

場 所：市役所本庁舎 10 階 第 6 会議室

1 開会

(事務局)

本日はお忙しいところ「帯広市健康生活支援審議会」にご出席いただきましてありがとうございます。

審議会開催にあたりまして、田中副市長より挨拶を申し上げます。

(田中副市長)

皆さん、こんばんは。副市長の田中でございます。

本日は、お忙しいところ、また、夜分にもかかわらずお集まりいただきまして、誠に有り難うございます。

今年度は、帯広市地域福祉計画、帯広市アイヌ施策推進計画、帯広市障害福祉計画、おびひろこども未来プランこれら 4 つの計画の策定の年でありまして、本日はこれらの計画のご審議を予定しておりますが、本審議会ならびに各専門部会において委員のみなさまから様々なご意見をいただきながら、より良い計画にしていきたいと思いますと考えておりますので、活発なご議論をお願いいたします。

また、本日は、平成 30 年度の保健福祉部・こども未来部に係る決算と主要な施策の成果についての報告を予定しております。

この二つの部の決算額は、一般会計全体の約 3 割と大きな割合を占めており、市民生活に直接関係する事業が多くありますことから、こうした審議会等のご意見は大変貴重なものとなっております。

近年、家族や地域のつながりが希薄化する中で、今回の地域福祉計画では、地域共生社会の実現に向けて、共に支え合い、安心して生活できる地域社会づくりを目指し、検討を進めてきております。

また、アイヌ施策推進計画につきましても、国が法律の中でアイヌが先住民族であると明記し、白老町の民族共生象徴空間「ウポポイ」の建設をはじめ、様々な事業を進めているところであり、市民の関心も高まってきていると感じているところであります。

今回は計画策定についてのご審議ですが、その後の取り組みこそが重要なところであり、今後とも委員の皆さまの活発なご審議をいただきながら、事業を進めて参りたいと考えております。

つきましては、委員のみなさまの特段のお力添えを賜りますようお願い申し上げまして、簡単ではありますが、私の挨拶とさせていただきます。

本日は、よろしく願いいたします。

(事務局)

それでは、ただいまより、令和元年度第 2 回「帯広市健康生活支援審議会」を開会させていただきます。

本日の審議会には、審議会委員23名中21名の皆様のご出席をいただいております。本審議会は、審議会条例第7条第3項により成立しております。

なお、委員の皆様のご紹介につきましては、お席の前の表示と、郵送にて事前送付いたしました委員名簿により、ご了承願います。

次に、本日の議題についてであります。会議次第のとおり、予定しております。

では、本日使用いたします資料について、確認させていただきます。

全て郵送にて事前送付させていただきます。

資料1 令和元年度 第1回帯広市健康生活支援審議会議事録

資料2 帯広市健康生活支援審議会委員名簿

資料3 第二期帯広市地域福祉計画 平成30年度進捗状況報告書

資料4 第三期帯広市地域福祉計画（原案策定に向けた検討資料）

資料4-2 第三期帯広市地域福祉計画（概要版）

資料5 第二期帯広市アイヌ施策推進計画

平成30年度事業実績・令和元年度事業実施状況

資料6 第三期帯広市アイヌ施策推進計画（原案策定に向けた検討資料）

資料6-2 第三期帯広市アイヌ施策推進計画（概要版）

資料7 平成30年度 決算状況

資料8 平成30年度 主要な施策の成果

なお、資料の差替えがございます。資料4、資料4-2および資料8の2ページにつきましては、本日お席に配布させていただきました資料をもって差し替えさせていただきますと思います。

以上であります。資料が不足している方がいらっしゃいましたら、お知らせください。

2 会議

(1) 令和元年度 第1回会議の議事録確認

(事務局)

それでは、会議に入らせていただきますが、以後の進行につきましては、稲葉会長にお願いいたします。

(会長)

ただいまご紹介にあずかりました稲葉です。本日はよろしく申し上げます。

それでは議題に入らせていただきます。

はじめに議題の(1)議事録の確認についてであります。お手元の資料1 前回の審議会の議事録をご確認いただきたいと思います。

この議事録は、この場でご確認いただいた後、公開される予定になっております。

これに関しまして、皆様に事前にお送りしておりますが、何かご質問ご意見はございますか。

【質疑応答なし】

(会長)

よろしいでしょうか。では、ご承認いただいたということで、そのように公開させていただきます。

(2) 第二期帯広市地域福祉計画 平成30年度進捗状況報告及び
第三期帯広市地域福祉計画（原案策定に向けた検討資料）について

(会長)

続きまして、議題の(2)「第二期帯広市地域福祉計画 平成30年度進捗状況報告」と「第三期帯広市地域福祉計画（原案策定に向けた検討資料）について」を議題といたします。事務局、説明願います。

(事務局)

まず、資料3 第二期帯広市地域福祉計画の進捗状況報告について説明いたします。

この地域福祉計画につきましては、平成27年度から31年度までの5年間を計画期間となっており、今回は、30年度分についての進捗状況報告となります。

この評価内容につきましては、この後説明いたします第三期地域福祉計画にも記載される内容となります。

6ページには、2期計画の基本目標と4つの基本的視点、10の施策の基本方向、評価対象となる29の主な施策の体系を掲載しており、7ページには、評価方法及び評価の総合化について記載しております。

評価方法としては、主な施策毎に、関連する事務事業を所管する担当課が取り組み状況を踏まえ、第六期総合計画における事業の評価も勘案し、A、B、C、Dの4段階で評価しております。

その各課の評価を点数化して、総合化を行い、最終的な評価としております。

8ページには、その評価結果の総括表を掲載しております。

29項目中、A順調に進んでいると評価されたものが13項目、Bある程度進んでいると評価されたものが16項目、Cあまり進んでいない、D進んでいないと評価されたものはなしという結果となっております。

なお、昨年度と対比し、評価結果が変わっている箇所が3か所ございまして、一つ目が22ページのⅡ-4-⑤ 子どもや青少年を育む環境整備の推進、二つ目が27ページのⅢ-6-① 総合的な相談体制の整備、三つ目が35ページのⅢ-7-③ 保育サービスの充実で総合計画に関連し、指標を持っておりますが、それぞれの実績が目標としていた数値を下回っていたことなどからA評価からB評価への変更となっております。

時間の関係上、各施策の説明は省略させていただきますが、全体としては、概ね順調に計画は進んでいるものと考えております。

なお、現在、第三期の計画の策定作業を進めておりますが、今年度実施している事業の状況に関しては、この二期の計画に基づき来年度評価を行うこととなります。

続きまして、第三期地域福祉計画について、説明いたします。

資料4と資料4-2となります。

前回の審議会で、骨子という形で、ご意見をいただいたところでありますが、それをもとに今回「原案策定に向けた検討資料」ということでまとめております。

概要版の資料４－２にそって説明をさせていただきます。

まず、「第１章 計画の策定にあたって」では、計画策定の目的、位置づけ、期間を記載しています。

第２章の「帯広市の地域福祉の現状と課題」では、帯広市の現状ということで、資料４の本編では、５ページから１６ページになりますが、人口や高齢化などの市民の状況、町内会などの地域活動や市民活動団体の状況、介護認定者数など保健福祉サービスや課題の状況、それと保健福祉に関する相談窓口の相談件数などについてグラフを示し、記載をしております。

「市民アンケート調査の結果」は１７ページから２１ページになりますが、前回の審議会で報告書をお示ししておりましたが、その結果を抜粋して掲載しています。

次に２２ページから２６ページの「第二期地域福祉計画の取組の評価結果」については、先ほどの平成３０年度の進捗状況報告の結果も踏まえ、基本的視点ごとに平成２７年度からの評価結果をまとめております。

これらの結果を受け、２７ページに今後に向けた課題をまとめ、２８ページに基本的考え方について記載しています。

概要版の資料４－２にもどりまして、「第３章 帯広市地域福祉推進の考え方」では、計画の基本理念、基本目標、施策の体系を示しています。

この基本方向に対し、第４章では、この基本方向に対し、それぞれ主な施策を記載しておりますが、まず目標１基本方向（１）の「地域活動を支える拠点づくり」では、主な施策として「既存施設等を活用した拠点づくりの促進」と「地域活動団体への支援」としており、地域住民が活発に活動するために地域資源の活用や団体への支援を進めるものとしております。

次に基本方向（２）「地域福祉を担う人材の育成・確保」では、主な施策としまして、「地域福祉に関する意識の醸成」と「地域の人材の育成・確保」として、広報活動や各種講座、会議等の開催により、意識啓発や地域福祉を支える人材の確保や育成を図っていくとするものです。

基本方向（３）「地域福祉活動の推進」では、主な施策として「地域における支え合い機能の充実」、「主体的参加の推進」、「関係団体との連携」、「地域の防災活動の推進」の４つとしており、住民が主体的に地域福祉活動に関われる環境づくりや、福祉関係団体の連携を図り、活動を推進していくこととしております。

次に裏面の基本目標２の基本方向（１）「相談支援と福祉サービスの適切な利用促進」についてです。

こちらの主な施策は「地域における相談体制の充実」、「総合的な相談体制の確保」、「福祉サービスの提供体制の充実」、「再犯防止に向けた取組の推進」としており、適切なサービス利用や相談体制の充実を図るものとなっています。

また、再犯防止に向けた取組については、再犯防止推進計画として位置付けをいたします。

次に（２）「包括的な連携体制の確立」ですが、主な施策として、「包括的な支援を行う体制づくり」、「切れ目のない包括的な支援」、「生活困窮者自立に向けた支援」の３つとしています。

複合的な課題を抱えた人に対し、関係部署や団体が連携を図りながら分野を横断して、支援が行える体制づくりを進めるものです。

包括支援を行う全体像のイメージを掲載しておりますが、コーディネート機能などの具体的な設置手法などについては、計画策定後に検討をすることを考えており、ひきこもりやダブルケアなど複合的な課題にも対応できる体制づくりが必要なものと考えております。

基本方向（３）「権利擁護の推進」では「成年後見制度の利用促進」、「虐待防止に向けた対応」を主な施策としており、「成年後見制度の利用促進」は、成年後見制度の利用の促進に関する法律に基づく基本計画として位置づけされるものです。

ここでは、中核機関の設置と地域連携ネットワークの構築について、記載しています。

右の欄に移りまして、基本目標３基本方向（１）「誰もが支え合う地域環境の整備」として「ノーマライゼーション理念の定着」と「ユニバーサルデザインの地域づくり」を主な施策としています。

基本方向（２）「健康づくりや介護予防の推進」では「地域における健康づくりの支援」、「介護予防の推進」、「介護と医療との連携」、「自殺防止に向けた取組」の４つとしています。

一人一人が主体的に健康づくりや介護予防などに取り組み、生き生きと健康で暮らせる地域をつくっていくことを想定しています。

以上の２３本の主な施策を進めることで、帯広市の地域福祉推進を図っていきたいと考えております。

最後に「第５章計画の推進」については、計画の進捗管理と指標の設定を記載しています。

指標については、基本目標毎に設定することを考えておりますが、目標の部分の表記の仕方については、具体的数値とするかどうかなど、今後調整をしていく考えです。

この原案策定に向けた検討資料につきましては、本日、皆さまより、ご意見をいただいた後、来月１１月１９日には市議会厚生委員会に原案として提出をし、その後、パブリックコメントを行った後、最終案としてとりまとめをしていく予定としております。

最終案につきましては、再度この審議会において報告をし、最終調整を行う予定としております。説明は以上です。

（会長）

ただいまの件につきまして、なにかご質問などありますでしょうか。

（委員）

第４章基本目標２の主な施策④で、再犯防止に向けた取組の推進とありますが、住民目線で考えているのか、それとも罪を犯した人の予防で考えているのでしょうか。

（事務局）

再犯率が非常に増えているという事で、国の方でも自治体でも再犯防止に取り組んでほしいという事や、法律なども制定されている事も受けて今回ここに再犯防止の推進計画という事で設けさせていただいております。

安心して生活できるということでは、罪を犯した方が再び罪を犯さないようにするためには住居の確保や就労の支援、福祉的なサービスが必要な方もいるので、ネットワーク関係団体などと連携を通じながら支援をしていくという意味では、福祉的な視点での支援も必要になるという事から、この地域福祉計画の中に位置づけをしております。

記載場所は議論になるかもしれませんが、一応はこの場所で整理をしております。

(委員)

どちらに向かってこの話をしているのかという目線の問題だと思います。

地域の福祉を推進しましょうという話をしている中で、犯罪者に対して再犯させないようにという言葉が唐突に出てきたので、ここで言うべきことなのかなと少し疑問に思いました。

(委員)

地域社会の中で再犯といっても色々あると思います。

福祉的な支援が受けられないことが要因で、高齢者や障害者の方のなかには「累犯」と呼ばれる刑務所の中に何度も入ってしまう現状が社会問題になっています。

その部分で福祉と繋がる事で地域社会として再犯防止という意味での捉え方なのではと思いますが、そのような事も含めてなのでしょうか。

(事務局)

出所した高齢者、障害者がなかなか地域に溶け込めずに犯罪を繰り返してしまうということも聞いています。

そのような方への支援も必要と考えこの計画へ折り込むということでもあります。

(事務局)

子どもや障害者など、何らかの理由によって更正施設に入られた方についても、二度と同じ事が起こらないように地域の皆さんで見守って支えあっていく地域づくりを目指すために計画の中に盛り込んでいます。

ここの基本目標の部分に載せるかということは、検討の余地があるかもしれないですが、地域福祉計画のなかに盛り込んでいくと言う事については、帯広市としてこういう方向で進めていきたいと考えております。

今後も、このような様々な課題のある方を地域で支えていくということを目指した形での地域づくりを進めていきたいと考えてこの計画を策定してきたところです。

(会長)

他に意見などが無ければ、「第二期帯広市地域福祉計画 平成30年度進捗状況報告」と「第三期帯広市地域福祉計画（原案策定に向けた検討資料）について」を終了いたします。

(3) 第二期帯広市アイヌ施策推進計画 平成30年度事業実績・令和元年度事業実施状況及び第三期帯広市アイヌ施策推進計画（原案策定に向けた検討資料）について

(会長)

続きまして、議題の(3)「第二期帯広市アイヌ施策推進計画 平成30年度事業実績・令和元年度事業実施状況」と「第三期帯広市アイヌ施策推進計画（原案策定に向けた検討資料）について」を事務局より説明願います。

(事務局)

まず、資料5「第二期帯広市アイヌ施策推進計画 平成30年度事業実績・令和元年度事業実施状況」ですが、この計画は、「アイヌの人たちの民族としての誇りが尊重される社会の実現」を目標とし、4つの基本方向と12の主な施策を1つの体系として、事業を実施してきております。

この計画では、具体的な指標や数値目標は設定しておりませんでしたので、この資料では、平成30年度の決算額と令和元年度の予算額を表示しながら、各課の事業の実施状況と詳細について記載しております。

主なものとしては、1頁、(1)啓発活動の推進では①歴史文化、伝統の市民啓発ということで、平成22年度以降、生活館やとかちプラザなどにおいて「アイヌ生活文化展」を開催しております。

こちらは、ここにある市の予算のほか、公益財団法人アイヌ民族文化財団の助成金も活用しながら実施しております。

また、令和元年度予算の400千円の減額については、平成30年度のみ実施した「アイヌ文化ツアー」や「市民ギャラリーでのアイヌ伝統工芸展の開催」などの事業分が減額となっているものです。

2頁では、文化の振興の(1)知識の普及と啓発の ②アイヌ民族の歴史や文化の情報提供や啓発活動としまして、百年記念館のアイヌ民族文化情報センター「リウカ」の機能充実などを行っております。

(2)文化の保存と伝承では、帯広市指定文化財である「帯広カムイトウウポポ保存会」の活動の支援などを行ったほか、③にありますように、アイヌ文化推進員を配置し、イオルの再生事業にも取り組んでいるところです。

なお、平成30年度決算について、アイヌ文化推進員が年度途中で退職されたことから、決算額が減額となっています。

その他、3ページ目にありますように、教育相談員や生活相談員を配置し、生活の安定と生活環境の充実などに取り組んでいます。

続きまして、資料6及び資料6-2「第三期帯広市アイヌ施策推進計画」についてであります。

こちらも地域福祉計画同様、第1回の審議会におきまして、骨子案を提示しておりました。

今回は、原案の検討ということで、主な施策の具体的な内容を新たに定めております。

説明につきましては、資料の6-2概要版のほうでさせていただきます。

まず、第1章では、計画の基本的事項について、記載しております。

計画策定の背景ですが、今年5月に「アイヌの人々の誇りが尊重される社会を実現するための施策の推進に関する法律」いわゆる、「アイヌ施策推進法」が施行されました。条文中では、アイヌの人々が先住民族であると明記され、また、総合的かつ継続的にアイヌの人々の誇りが尊重される社会の実現を目指すものとされています。

計画の目的ですが、アイヌ施策推進法が施行され、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会の実現は、より重要になっておりますが、アイヌ施策は民族理解や文化、教育、福祉など、幅広い分野にまたがるため、目標や基本方向を一体的に示し、アイヌの人たちの誇りが尊重される社会の実現に向けた取り組みを総合的・効果的に推進することを目的として策定するものです。

また、計画の期間は、アイヌ施策のあり方が変わりつつある状況を踏まえ、令和2年度から令和6年度の5年間としております。

続いて、第2章には、第二期計画の4つの基本方向における取組状況を記載しております。第二期の総括としまして、百年記念館にあるアイヌ民族文化情報センター「リウカ」の利用者数の増加など、アイヌ文化への関心は高まってきていますが、今後においても地域の文化を継承し、多様な文化や価値観を尊重していくための取り組みを継続していくことが重要ということでまとめております。

右側の欄には「第3章 計画の目標と基本方向、施策の体系」、及び「第4章 施策の推進」を示しております。

まず、計画の目標につきましては、アイヌ施策推進法の趣旨を鑑み、先住民族であることを目標に明記しまして、「先住民族であるアイヌの人たちが、民族としての誇りを持って生活することができ、その誇りが尊重される社会づくり」としています。

この目標を実現するためには、3つの基本方向を掲げております。それぞれの基本方向による現状と取り組みについてですが、「基本方向Ⅰ アイヌ民族の理解促進」については、アイヌ民族やアイヌ民族が先住民族であることの認知度は高くなっていますが、明治以降の同化政策や現在のアイヌの人々の活動などの認知度が低くなっていることから、引き続き理解を深める取り組みが必要となっています。

「基本方向Ⅱ アイヌ文化の振興」については、伝統を受け継いできた人の高齢化や活動費の確保に課題がある状況となっています。

帯広には、帯広カムイトウウポポ保存会など、文化伝承を担う団体があることから、活動の支援や、イベントなどの取り組みや資料収集を通じ、保存や情報提供に取り組めます。

「基本方向Ⅲ 生活の安定と教育の充実」については、引き続き、生活の安定や高等教育機関へ進学・就学者への支援などに取り組めます。

計画全体を通じ、一部基本方向の間で主な施策の移動等を行っておりますが、実施内容については大きく変化があるものではありません。

この計画の今後のスケジュールにつきましては、地域福祉計画と同様の流れとなっており、11月に厚生委員会へ提出、その後パブリックコメントを経て、最終案を策定してまいります。

なお、この計画の策定に関しては、これまで、帯広アイヌ協会など関係団体との意見交換を開催し、意見を踏まえながら作業を進めてきております。

また、国において、アイヌ施策推進法に基づく交付金が創設されており、次年度以降の交付金の活用に向けて、検討を進めているところであります。

説明は、以上です。

(会長)

これに関しまして、何かご質問ご意見はございますか。

(委員)

この計画の中でアイヌ語を勉強する機会はないのでしょうか。

民族で一番メインの問題は言語だと思いますが、その言語を伝える術があまり無く、本来のテーマは言語をどのように我々が理解しているかだと思います。

しきたりや考え方はある程度見て聞けば理解できますが、言語が分からなければ相手を知る事はできないのではないのでしょうか。

(事務局)

文言としては基本方向Ⅱ(2)②に盛り込んでいます。

事業としてアイヌ語を学べる講習や研修はあまり行われてはいないかもしれませんが、文言の記載はしてあります。

(委員)

資料5の金額は千円単位でよいのでしょうか。

決算額予算額が0の事業がありますが、これは全く執行されなかったということでしょうか。

(事務局)

予算は付いていませんが、事業としては実施をしているということになります。

資料の金額については千円単位ですが、記載が漏れていました。

(委員)

鮭の捕獲の問題についてはどこで扱うのでしょうか。

鮭の捕獲の禁止条例以前からずっと引き継いでいるので、先住民族の誇りを持って生きることを尊重するためには必要な議題だと思います。

(事務局)

鮭の捕獲について、自治体で計画を策定して国に認めてもらうという手順が必要かと思います。

アイヌ協会との意見交換会の中では、鮭の捕獲について事業として行う見込みは今のところないと聞いているのでこの計画には載せてはませんが、もし今後行うのであれば、交付金をもらうための計画に鮭の捕獲や国有林の伐採などについて記載し、規制を緩和することを国に認めてもらう手続きをとる必要があると思います。

(会長)

他に意見などが無ければ、「第二期帯広市アイヌ施策推進計画 平成30年度事業実績・令和元年度事業実施状況」と「第三期帯広市アイヌ施策推進計画(原案策定に向けた検討資料)について」を終了いたします。

(4) 平成30年度 保健福祉部・こども未来部決算、主要な施策の成果について

(会長)

続きまして、議題の(4)「平成30年度保健福祉部・こども未来部決算、主要な施策の成果について」を議題といたします。事務局、説明願います。

(事務局)

平成30年度 決算状況及び主要な施策の成果について、ご説明いたします。

それでは資料7 平成30年度決算状況をご覧ください。

この資料におきましては、平成26年度から平成30年度までの5年間の決算額の推移と令和元年度の予算額を掲載しております。

表の上段が、一般会計、表の下段が介護保険会計となっております。

まず、保健福祉部が所管します一般会計の決算状況であります。会計科目につきましては、民生費と衛生費からなっております。

民生費といたしましては、主に、民生委員やグリーンプラザに要した経費のほか、在宅の高齢者や障害のある方を対象といたします。

各種支援事業に要した経費などの社会福祉費、重度心身障害者医療費の医療給付費、生活保護費となっております。

また、衛生費であります。保健衛生や救急医療体制に要した経費などの保健衛生総務費、夜間急病診療費、予防費及び保健福祉センター費となっております。

次に平成30年度決算額であります。民生費と衛生費の合計は、277億9,822万7,542円となっており、このうち、保健福祉部に該当する決算額は175億3,769万296円となっており、平成29年度と比較しますと、7億3,522万9,348円、率にして4.0%の減少となっております。

決算額のうち、平成29年度との対比が大きい、「社会福祉総務費」においては、臨時福祉給付金の実施完了が主な要因となっております。

次いで「老人福祉費」においては、地域介護福祉空間整備の整備数の減が主な要因となっております。

また、資料の右上の表は、扶助費決算額の推移となっております。

扶助費は、生活保護費のほか障害者支援事業、子育て支援事業など社会保障制度の一環として支出される経費であります。この扶助費の平成30年度の一般会計の中で占める割合は27.6%となり、年々増加傾向にあります。

一般会計の総額そのものが緊縮財政にあるなかで、少子高齢社会を背景に社会保障に要する経費が増加していることが要因の一つと捉えております。

次に、介護保険会計の決算になりますが、資料下段の表になります。

平成30年度の決算額は合計で、143億7,444万2,140円となっております。

平成29年度と比較いたしますと、全体額で4億9,955万1,073円、率にいたしまして3.6%の増加となっております。

高齢者人口の増加に伴う、介護サービス利用者が年々増加している状況であることが要因と捉えております。

また、資料右下に介護保険料の推移を参考に記載をしております。

以上が、保健福祉部に係る部分の決算状況でございます。

引き続き、こども未来部に係る平成30年度決算につきまして、ご説明いたします。

資料7「決算状況」をご覧ください。

こども未来部が所管いたします事業につきましては、一般会計の民生費と衛生費からなっております。

民生費につきましては、社会福祉費中、障害福祉費のうち、児童向けのサービスに係る経費と、幼稚園や保育園、児童保育センターなどに係る児童福祉費のほか、医療給付費中、乳幼児等医療給付費、未熟児養育医療給付費、及び、ひとり親家庭等医療給付費からなっております。

また、衛生費につきましては、保健衛生費中、保健衛生総務費のうち、妊婦や乳幼児の健康診査など母子保健に係る経費などとなっています。

平成30年度こども未来部の決算額は、資料中段の、こども未来部欄にありますとおり、民生費と衛生費を合わせまして、102億6,053万7,246円となっております。

平成29年度決算額と比較いたしますと、7,507万2,319円、0.7%の増加となりました。

主な要因といたしましては、ときわの森保育所改築に係る施設整備補助費や待機児童対策事業の拡充、放課後児童支援員に対する新たな処遇改善の実施、公立保育所の円滑な民間移管に向けた準備経費、認可化へ向けたへき地保育所の整備費用などによるものであります。

以上が、こども未来部に係る決算状況であります。

つづきまして、資料の8 平成30度の主要な施策の成果をご覧ください。

こちらには、主要な各種事業の実施状況につきまして記載しております。

なお、見開き左側には平成30年度の実施状況、右側には平成29年度の実施状況が記載されており、数値の比較ができるようになっております。

それぞれの事業の実施状況につきましては、この後の各部会におきましてご報告させていただくこととなっていると思いますので、主だった部分について簡潔にご説明させていただきます。

なお、27ページ途中から44ページまでの子どもたちが健やかに育つまちづくり」及び「ともに学び地域のきずなを育むまちづくり」につきましては、こども未来部より説明させていただきます。

まず、1ページをお開きください。

政策2-1「健康に暮らせるまちづくり」、施策2-1-1「保健予防の推進」の「(1)健康づくりの推進」におきましては、保健福祉センターの利用状況を記載しております。

保健福祉サービスの中核的施設として平成18年4月1日から供用開始しており、平成30年度におきましても概ね良好な利用状況となっております。

次に、5ページ中段に記載の「(2)感染症対策の推進」、についてであります。季節性インフルエンザ対策としまして受験生への補助及び65歳以上の高齢者への一部助成を行っております。

次に7ページの施策2-1-2「医療体制の充実」の「(1)地域医療体制の充実」「(2)救急医療体制の充実」であります。帯広市医師会や十勝歯科医師会の他、各医療機関のご協力のもと引き続き救急医療体制の維持充実に図り、二次救急医療に係る体制整備として、協力病院との連携に取り組んでいるところであります。

また、休日の診療体制を在宅当番制からセンター化した「休日夜間急病センター」は6年目を向かえ、安定した休日・夜間における急病診療体制につなげてきております。

次に、9ページの政策2-2「やすらぎのあるまちづくり」の施策2-2-1「地域福祉の推進」の「(1)地域福祉活動の充実」であります。成年後見支援センターみまもーる」において、成年後見制度の利用支援や、市民後見人の養成講座の開催などを行い、高齢者等の権利擁護に努めてきております。

次に、11ページから13ページにかけては、施策2-2-2「高齢者福祉の推進」の「(1)高齢者の生きがいづくり」から「(4)施設サービスの充実」につきましては、記載のとおりの実施状況となっております。

次に15ページ、「(5) 地域で支える仕組みづくり」におきましては、認知症高齢者見守り事業といたしまして、認知症サポーター養成講座、認知症家族の集い・茶話会（さわかい）の開催や、認知症初期集中支援事業の実施により、認知症への知識の普及啓発、家族への支援などを行ってきております。

次に、15ページ中段から17ページにかけての、施策2-2-3「障害者福祉の推進」の「(1) 障害者理解の促進」でございますが、指定地区におきましてノーマライゼーション理念の普及啓発などを実施してきております。

同じく17ページの「(2) 日常生活支援の充実」におきましては、記載しておりますように各種の障害福祉サービスの円滑な提供・実施に努めてきております。

次に21ページ、施策2-2-4「社会保障の推進」の「(1) 介護保険制度の健全な運営」でございますが、本年3月末現在の第1号被保険者数、平成30年度の要介護認定者数ともに前年度より増加してきております。

次に「サービスの利用状況」であります。居宅介護サービスと地域密着型サービスの合計は、前年度より減少しており、施設介護サービスは前年度より増加しているところであります。

続きまして、25ページの「(2) 生活保護制度の適正な運用」でございますが、生活保護受給者に対しまして、社会参加意欲や就労意欲を促す自立支援プログラム事業を実施してきているほか、生活困窮者の自立支援の充実、強化に向けて、相談支援や学習支援、就労準備支援などの事業を実施しております。

次に45ページから最後のページにかけて、政策7-1「互いに尊重し思いやりのあるまちづくり」の施策7-1-4「アイヌの人たちの誇りの尊重」では、アイヌの人たちの福祉について、民族・文化への理解促進を図るとともに、生活相談員による生活・健康等への指導・援助を行ってきております。

以上が、保健福祉部に関わる部分となりまして、説明は以上でございます。

つづきまして、平成30年度主要な施策の成果のうち、こども未来部所管の部分につきまして、ご説明いたします。

資料8の27ページをご覧ください。

「政策2-3 子どもたちが健やかに育つまちづくり」、「施策2-3-1 子育て支援の充実」の「(1) およこの健康支援」につきましては、安心して妊娠、出産できることを目的として、特定不妊治療費助成事業や妊婦健康診査、乳幼児健康診査などを実施するほか、母子保健型の利用者支援事業や産後ケア事業などをおして育児不安の軽減に取り組んでおります。

次に、29ページの「(2) 保育サービスの充実」につきましては、保育所、へき地保育所、認定こども園、児童保育センターの運営や、へき地保育所の認可保育所等への移行に向けた取り組みのほか、3歳未満の待機児童を一定の基準を満たす認可外保育施設で受入れ、認可保育所の利用料との差額を助成する待機児童対策事業を実施しております。

次に、33ページの「(3) 幼稚園教育の促進」につきましては、国の制度見直しに伴う幼稚園就園奨励費の拡充など、幼稚園の就園促進に向けた取り組みを実施しております。

次に、「(4) 地域での子育て支援の充実」につきましては、地域の親子が自由に集い、交流できる「あそびの広場事業」やお子さんを出産した家庭に保健師等が訪問する「こんにちは赤ちゃん訪問」など、地域で子育てを応援する「のびのび子育て応援事業」を実施しています。

市民相互により子育てを支援するファミリーサポートセンター事業会員の登録促進や、市民や従業員に向けた子育て支援に取り組む「子育て応援事業所」の登録促進など、子育てしやすい環境づくりに向けた取り組みを実施しております。

また、こども発達相談室を中心に、子どもの発達に不安を抱える保護者などからの相談を受けるとともに、関係機関との連携に取り組んでおります。

次に、35ページの「(5) 子育て家庭への支援」につきましては、児童手当の支給、乳幼児、ひとり親家庭等への医療費給付、助産施設入所措置の援護や、母子家庭等への自立支援などのほか、児童虐待防止に関する事業を実施しております。

次に、39ページの「施策2-3-2 青少年の健全育成」の「(1) 青少年を育む環境の整備」につきましては、放課後や週休日などに、異学年の児童や地域住民と交流し、多様な体験活動を提供する「子どもの居場所づくり事業」を市内小学校の全26校で取り組むほか、街頭指導や青少年の相談窓口を設置するなど、青少年センター事業を実施しております。

次に、「(2) 体験活動の促進」につきましては、地域こども会リーダー宿泊研修会などの各種事業を実施しております。

次に、「(3) 体験活動施設の整備・利活用」につきましては、子どもたちの科学する心や社会性を育むため、児童会館での宿泊学習や科学クラブなどの事業を実施するほか、野草園や岩内自然の村の運営を実施しております。

最後に、43ページの「政策6-2 とともに学び地球のきずなを育むまちづくり」「施策6-2-1 学習活動の推進」の「(1) 学習活動の支援」につきましては、児童会館と、生涯学習部所管の動物園、百年記念館、図書館とともに、社会教育施設が連携し、共通テーマに沿った各種事業を実施しております。

以上、こども未来部に係る決算状況及び主要な施策の成果につきまして、ご説明させていただきました。

子どもや家庭を取り巻く環境が大きく変わる中、国は、待機児童の解消、幼児教育の無償化などの保育環境や、子育て支援施策の充実に向けた検討、取り組みを進めています。

帯広市といたしましても、第2期のこども未来プラン策定に向けた取り組みを進めるほか、保育や子育てのニーズや社会情勢の変化などに的確に対応していく考えであります。

説明は、以上であります。

(会長)

これに関しまして、何かご質問ご意見はございますか。

(委員)

こども未来部関係部分について、平成29年度と比べると一部利用者数が減っている事業がありますが、これは施策によって減少しているか、それとも自然な人口減によって減少しているのでしょうか。

(事務局)

全般的なお答えになりますが、各事業によって増減はあります。

こどもが参加する事業などにつきましては、平成29年度平成30年度で大きな改正点はありませので、単にこどもの人口が減少したことが要因となっている事業はあるかと思えます。

特に妊婦健診などについては、平成30年度の帯広市の出生者数が減少したということで影響しております。

その他の青少年の健全育成を目的として行った事業については、天候に左右される事業もありますので、外的な要因による増減も考えられるかと思えます。

(委員)

7～8ページの救急医療体制の充実の、休日歯科在宅診療の一次救急、二次救急についてお聞きします。

まず、休日歯科在宅診療という言葉ですが、在宅診療はありませんので休日歯科診療に修正をお願いします。

基本的には、一次救急は市町村単位、二次救急、三次救急は十勝圏での管轄だと思いますが、市民と市民以外の患者数は半々くらいになっています。

その整合性はどのように考えているのでしょうか。

(事務局)

一次救急の対応については、各市町村が責任をもって実施すると認識しております。

二次救急、三次救急については、圏域ごとに協力しながら体制を整えていくものと考えておりますが、二次救急については市外からの利用は4割近くになっており、今後圏域で協力して支援していく方向で検討しているところです。

(委員)

二次救急は十勝圏域なのでどこの市民の方が来られても問題ないかと思いますが、基本的には一時救急は市町村単位が行うべきであるということから、他町村と打ち合わせのようなものは行っているのでしょうか。

(事務局)

他市町村と二次救急の検討の中で一次救急の利用状況について町村と共有しながら、市町村として体制を整えているという認識でおります。

市の休日夜間急病センターも市民以外方が利用しているということは、他町村に状況を理解していただいております。

(会長)

他に意見などが無ければ、平成30年度保健福祉部・こども未来部決算、主要な施策の成果についてを終了いたします。

(会長)

続きまして、その他について、議題といたします。

何かございますでしょうか。

【質疑応答なし】

(会長)

それでは、他にご意見やご質問もないようですので、これで議題を終わります。

5 閉会

(会長)

それでは、次に専門部会も控えておりますので、本日の審議会は、これで閉会といたします。
事務局より連絡事項がございます。

(事務局)

まず、次回の会議の開催につきましては、1月から2月中旬頃を予定しており、改めて、ご案内をお送りいたしますので、よろしくお願いいたします。

次に、この後専門部会を開催いたします。

地域医療推進部会は、第2会議室、健康づくり支援部会は、第4会議室、児童育成部会は、第5A会議室、障害者支援部会は、第5B会議室高齢者支援部会は、第3会議室となっておりますので、それぞれの所属部会の会場に移動をお願いいたします。

連絡事項は、以上です。

(会長)

それでは本日はこれで閉会といたします。

お疲れさまでした。